



## 「20歳を迎える障害のある方のこれからの暮らし」～障害基礎年金も視野に～ 当日アンケート Q&A

- 2022年10月24日(月)12:30～14:30 横須賀市総合福祉会館 5階ホール
- 講師:又村あおい氏 (一社)全国手をつなぐ育成会連合会事務局長兼常任理事
- 後援:横須賀市・(福)横須賀市社会福祉協議会
- 助成:(公)神奈川新聞厚生文化事業団

**Q1:** 福祉サービスを利用する際、区分を決めるための相談員(市区町村)は市役所や区役所の障害福祉課に聞けば良いのですか

**A1:** 区分を決めるための聞き取り調査は、相談員ではなく「認定調査員」と呼ばれます。認定調査に関しては、区分を決める必要がある時は自動的に派遣されてきますので、特に確認は不要です。

**Q2:** 計画相談支援員が見つからずずっと困っています

**A2:** 計画相談を担う相談支援専門員は、毎年一定数が養成されている反面、実際の現場配置が少ない現状があります。市町村の窓口で相談支援事業所の一覧をもらいましょう。計画相談の基盤整備は市町村の責務ですので、まずは市町村に対して「(望まない)セルフ率ゼロ」を障害福祉計画などに明記してもらえるように働きかけてみましょう。

**Q3:** A型と企業への就職の違いについて、就労場所など、更にこまかい違いについて知っておくべきことがありましたら教えて下さい

**A3:** A型と企業の違いは、端的にいうと「福祉的支援の有無」です。A型は福祉サービスとしての側面と企業就労という側面を兼ね合わせており、仕事面や生活面で困ったことがあれば支援職員が手助けします。企業でそうした支援は原則ありません。他方で、給料という意味では、企業>A型 となります。

**Q4:** グループホーム入所のヘルパーサービス、併用できる人の条件を知りたいです。

**A4:** 以下のとおりです。

- (1)障害支援区分4以上 かつ 重度訪問介護／同行援護／行動援護の対象者
- (2)障害支援区分4以上 かつ 以下の条件を満たす場合
  - ・個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられている
  - ・グループホームでの居宅介護の利用について市町村が必要を認めている





**Q5:** 年金の手続きなど詳しく教えてください

**A5:** 年金の手続きについては、住所地の市区町村役場、またはお近くの年金事務所または街角の年金相談センターの窓口でご相談ください。

全国手をつなぐ育成会連合会では、障害基礎年金の基本的な学習をできるDVDを制作しております。神奈川県手をつなぐ育成会や各地区の育成会が主催で勉強会を開催することができますので、ぜひご依頼ください。

**Q6:** 軽度だと年金がもらえない可能性があるとの事ですが、もう少し具体的に教えて下さい

**A6:** 知的障害に関しては、軽度であって、さらに会社などで働いていると年金が非該当になる可能性があります。年金の対象となるかどうかは、生活上や就業上の困難度(支援の必要度)によって判定される傾向にあります。

**Q7:** 15歳の息子がいます。重度の知的障害で18歳を超えたら本人名義の通帳の管理を親ができなくなります。当初は後見人となって親が管理しようと思いましたが、後見になれない(ならない)となると息子の名義の口座はどう管理すべきでしょうか。

**A7:** まず、日常的な意味での金銭管理(本人の通帳を預かっておくレベルの管理)は、後見人にならずとも親御さんの立場で十分に実行可能です。(もちろん、勝手に使い込むなどの犯罪行為はご法度です)

成年後見制度は大きく見直されることが確実視されており、見直し後の「新しい成年後見制度」の概要を見極めてから検討でも良いかと思います。

**Q8:** 親が子どもの通帳に生前贈与で毎年110万円入れています。このやり方でよいですか

**A8:** 上記の方法で特に問題はありますが、厳密には「生前贈与非課税枠での贈与しかしていない」という拳証は必要になります。つまり、年間110万円以内で生前贈与しているという申告なりを毎年する必要があるということです。そうしたお手間も含めて対応するお考えがあるなら、1つの手法にはなると思います。

以上が 又村あおい氏の回答となります。

神奈川県手をつなぐ育成会では、一人でも多くの仲間と活動できればと、当会に参加していただける方を募集しております。

ご興味のある方は、ホームページのお問い合わせフォームからご連絡ください。

神奈川県手をつなぐ育成会

